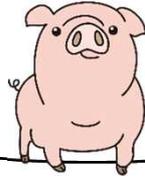


衛生だより



平成30年度第27号(12月)発行

北部家畜保健衛生所
東部・北部家畜防疫獣医師会
〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1
Tel: 0478-54-1291 Fax: 54-5996
夜間・休日緊急(転送されます)
(公社)千葉県畜産協会
〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

岐阜県の豚で豚コレラ5例目発生

【概要】

12月14日 岐阜県可児市 岐阜県農業大学校※にて定期検査を実施したところ、豚コレラを疑う結果を得た。

※岐阜県畜産研究所(3例目)搬出制限区域内。肥育7頭、繁殖3頭飼養

12月15日 岐阜県が再度立入検査を実施し、精密検査を行ったところ、1頭について豚コレラ患畜と確認

**疾病侵入防止のため、
飼養衛生管理基準の遵守の再徹底を!**



1. 人・車両等を介したウイルスの侵入防止対策
 - ・衛生管理区域、豚舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
 - ・衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と使用の徹底
2. 飼養豚の毎日の健康観察による異常豚の早期発見・早期通報
「発熱、元気消失、食欲減退、結膜炎」や「流死産」が、群単位など複数の豚で認められる場合や豚の様子がいつもと違うと感じた時は、速やかに家保へ通報
3. 肉及び肉製品を含み又は含む可能性のある食品残さの適正使用
 - ・70℃・30分間以上又は80℃・3分間以上の加熱処理
4. 野生動物との接触防止
 - ・飼料保管場所等へのねずみ等野生動物の排泄物の混入防止
 - ・死亡豚の処理までの間、野生動物に荒らされないように保管

北部家畜保健衛生所 Tel.0478-54-1291 Fax.0478-54-5996
夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください